

虐待防止のための指針

令和6年4月1日制定

1. 指針の目的

本指針は、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」及び「障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」に基づき定めるものである。

また「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する全ての事業において、利用者への虐待防止とその適切な対応を推進し、利用者の安全と人権を擁護することを目的としてこの指針を定める。

2. 虐待の防止に関する基本的な考え方

本会職員は、本会が実施する全ての事業において、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視するとともに権利利益の養護に資することを目的に虐待の防止及び早期発見に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止に関する体制

- (1) 本会における虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
- (2) 各事業所における虐待に関する措置を適切に実施するため、各事業所ごとに虐待防止担当者を置く。
- (3) 本会において虐待の防止、早期発見と解決への組織対応を図ることを目的に虐待防止委員会を設置する。
- (4) 虐待防止を図るための具体的な内容及び虐待防止委員会に関する具体的な内容については、虐待防止に関する要綱で定める。

4. 職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止を徹底し、次のプログラムにより実施する。
 - ① 児童、高齢者、障害者の各虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ② 権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見、通報、事実確認の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- (2) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

5. 虐待等が発生した場合の基本的な対応

虐待等が発生した場合には、次の対応を基本とする。

- (1) 速やかに本宮市等に通報する。
- (2) 虐待者が本会職員であったことが判明した場合には、委員会において事実確認及び原因の除去と再発防止策を行うとともに、当該職員に対しては就業規則に照らし、厳正に対処する。
- (3) 緊急性の高い事案には、本宮市及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先した対応を行う。

6. 成年後見制度等の利用支援に関する事項

利用者やその家族に対して、必要に応じて成年後見制度等の利用の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

本会の苦情解決体制に基づき解決を図る。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等が、本指針をいつでも閲覧することができるよう本会ホームページに掲載するとともに各事業所において掲示する。